第５回　運営推進会議

令和１年７月３日（水）14:30～
デイサービスセンターほんじょう

参加者：利用者代表・利用者家族代表・民生委員様・本匠社協代表様・佐伯市包括支援センター代表様・管理者

計６名

①　利用者数報告

初年度　2017 年３月期　平均 8.6 名／日　　延べ 2658 名
２年目　2018 年３月期　平均 9.9 名／日　　延べ 3053 名
３年目　2019 年３月期　平均 11.8 名／日　　延べ 3648 名
１日　定員　１８名

利用登録者数（R1.7 月現在）

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
13 名	18 名	9 名	17 名	12 名	8 名
▼4 名	▼1 名	▼2 名	△2 名	▼2 名	▼1 名

総数　77 名（登録者数▼8 名）

原因：入院、施設入所、他事業への移行など

利用者内訳（R1.7 月現在）

要介護者　11 名
総合事業　20 名（元気ｱｯﾌﾟ事業２名、めじろん事業 14 名
いきいき事業４名）
自費利用者　３名
お元気広場　８名

②　サービス提供時間及び介護職員処遇改善加算の変更について

Ｈ31.4 月より、職員勤務時間（日中）を８：１５～１７：１５を８：００～１７：００へ。サービス提供時間を９：２０～１５：３０を９：００～１５：１５へ変更。
介護職員改善加算Ⅲ　→　Ⅰ　へ変更。
別途、関係機関及びご利用者・ご家族へは報告済み。

③　ひやりはっと・事故報告

１）平成 31 年１月

要介護者本人より早朝電話。「バッグがないんだけど・・」との弁。職員で確認。前日来所して頂いたが、当事業所所有のシルバーカーに荷物をそのままに入れた状態で発見。直ぐに自宅へ持参。管理者も自宅へ行き謝罪を行う。「無くなっているものはない」との言葉を頂く。

→　防止策：送迎を行うものが、乗車時に最終確認を行う。

2）平成 31 年 2 月

要介護者夫婦　大型車にて 2 名体制で送迎。敷地内に入れないために 1 名が玄関を開け一緒に来所して頂いている妻の歩行車準備。その間、1 名の介助者にて 2 名の歩行を確認・誘導。本人様は T 杖歩行。玄関先に 2～3cm のアスファルトの段差があってつまずき転倒。すぐに 2 名で介助を行い状態確認。怪我はなし。ご家族就労しており電話にて詳細説明と謝罪を管理者より行う。紙面でも詳細を記載しご家族へ渡す。

→　防止策：可能な限り軽車両を使用。夫婦での利用の為、確実に 1 名ずつ乗降して頂く事 1 対 1 の介護とすることをｶﾝﾌｧﾚﾝｽで確認。

3）平成 31 年 2 月

要介護者。「おやつ」の時間。利用者、ティッシュにおやつを置いたところで、職員より「自宅に持って帰ったらいかんよ」との声掛け。利用者にはその気はなく激怒。「もう来ん」との言葉。管理者介入。本人様の横に座り思いを傾聴。謝罪を行う。家族へも謝罪。

→　防止策：認知症のある利用者であることをｶﾝﾌｧﾚﾝｽにて再確認。「声掛け」にも言葉を選択し伝える必要性を職員全体で共有。認知症のみならず全ての利用者には、様々な疾患があることを再確認する。

4）平成 31 年 4 月　総合事業利用者　様

歩行車使用。浴室には 3 名の介助者。1 名介助で後部から腰背部を支え、手すり使用し移動介助。洗身は自力可能。臀部・陰部を洗身する際に立位バランスを崩し左向きに転倒しようとしたところ職員抱え介助。本人から「耳が痛い」との訴え。部位確認。打撲痕、出血無。職員は転倒していないとの判断で入浴支援継続。入浴後、本人からは「もう痛くない」との言葉を受けた後、看護師へ報告。

→　防止策：①歩行補助用具使用者は入浴移動時それを利用するとともに手すりも用い見守りのもと移動。②洗身・洗髪の際には介護職員とマンツーマンで声掛け・見守りを実施。③看護師及び管理者への報告を直ぐに行う。

※防止策は、「入浴介助ﾏﾆｭｱﾙ」に反映済み。

5）平成 31 年 4 月　総合事業利用の生活保護受給者　様

ケアマネよりアセスメントでは報告なし。そのまま半年経過。サービス担当者会議時に発覚。管理者⇔介護保険課（国保連合会）にて過誤請求を行う事で事務処理。利用者自宅へ管理者訪問し、頂いていた 1 割負担金を返金し謝罪を行う。

→　防止策：生活相談員へセスメントの際に医療保険種別の確認を行う事を指導。

6）平成 31 年 4 月　自費利用者　様

「今日、デイの日だけども迎えが来ない」との連絡。急いで自宅へ。本人からは「先日、診療所を受診した後に事業所に寄って職員さんへ窓越しであるが声をかけたんやけど」との弁。管理者より謝罪を行ったところ「大丈夫よ」と許しを頂ける。

→　防止策：利用者より連絡を受けた際に別作成している月間スケジュール表に記載を行い生活相談員とともにダブルチェックを行う事とする。

7）令和 1 年 5 月

要介護者。デイ送迎時、ご家族より「個人介護記録みたところ昨日は入浴しているとの記載あった。入浴予定日ではありませんが入浴しましたか？」との問いかけ。送迎職員より入浴は行っていない旨を説明し謝罪。報告を受け管理者も自宅訪問。ご家族へ謝罪。許しを頂く。

→　防止策：個人記録を記載する上で、①記載時は余裕をもって 1 人ずつ確実に記載。　②「利用時の様子」の欄を記載するときに再チェック。　③帰宅の際に、記載していない職員と再確認。上記トリプルチェック実施。

④　苦情相談　1 件

1）平成 31 年 1 月

要介護利用者。他施設入居。請求書ができ施設職員へ渡した際に「請求書と同時に金銭を渡すのだから、領収証も用意してきてほしい」とのご指摘あり。デイ利用者より管理者へ報告。入金処理行い領収証をすぐに作成し施設へ持参。謝罪を行う。

→　対応：先方の職員様へは「ご指摘ありがとうございます」との言葉とともに謝罪を行った。次月からはおつりのないように金銭を頂けるとの事で請求書及び領収証を直ぐにお渡しする。

⑤　その他

3 法人合同会議

本匠地区において地域の方々のために出来ることはないか、診療所の患者様へアンケート調査実施。次回 7 月 12 日　第 3 回目の会議実施予定。

自主避難：令和 1 年 5 月 19 日夕～5 月 20 日朝にかけ河川増水の恐れあるために堂ノ間ふれあいセンターへ避難。地域の方々のご協力もあって事故もなく行う事ができました。ご協力ありがとうございました。

※今回の会議では当事業所のひやりはっと報告多く、利用者・ご家族様には心配をおかけしました。これからも本匠地区のために尽力して参ります。